

次のとおり総合評価一般競争入札を行います。

令和3年5月25日

収支等命令者

佐賀県県土整備部入札・検査センター長

森 田 尚 匡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 佐賀県電子入札システム設計、開発及び運用業務委託
- (2) 契約の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 契約の日から令和9年3月31日まで。ただし、システム設計及び開発については、令和4年3月25日までとする。
- (4) 履行場所 佐賀県県土整備部入札・検査センター長が認めた場所

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による総合評価一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

- コ 利益金の配当の割合
- サ 欠損金の負担の割合
- シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
- ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後の契約不適合責任及びその他必要な事項

(2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあつては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次のイに掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 単独企業の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(ロ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(ハ) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(ニ) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(ホ) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の b から g までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)

- b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(キ) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。
- (イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (ウ) 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。
- (エ) 構成員の全てがアの(ア)から(カ)までの要件を満たすこと。
- (オ) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 過去10年以内に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体におけるASP又はSaaS方式の電子入札システムのシステム開発及び導入の実績を有すること。

なお、共同企業体としての受注実績は、構成員の代表者の場合のもの

に限る。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土整備部入札・検査センター 電算担当（新館8階）

電話番号 0952-25-7470

FAX番号 0952-25-7479

電子メールアドレス nyusatsu-kensa@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札関連様式等の交付方法及び交付期間

令和3年5月25日（火）午前9時から6月4日（金）午後5時まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 入札説明書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書により行うこと。

ア 質問書の提出期間 令和3年5月26日（水）午前9時から5月31日（月）午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法 (1)の電子メールアドレスへ送信すること。

ウ 回答は、令和3年6月21日（月）までに質問者に電子メールで送付するとともに、佐賀県ホームページに掲載する。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに、別に定める競争入札参加資格確認申請書に会社概要に関する資料（パンフレット等）、誓約書、担当者届及び応札要件に係る業務の履行実績調書を添付した上で、(1)の部局まで郵送し、又は持参する

こと。

イ 提出期限

令和3年6月4日（金）午後5時（郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和3年6月21日（月）までに通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が2の(2)のアの(カ)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(2)のアの(カ)のbからgまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 提案書の提出期限及び提出先

「佐賀県電子入札システム設計、開発及び運用業務委託契約に関する提

案書」(以下「総合評価のための提案書」という。)は、令和3年7月6日(火)午後5時までに(1)の部局に郵送し、又は持参すること。(郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。)

(7) プレゼンテーションに関する事項

プレゼンテーションについては、入札者ごとに行う。

なお、プレゼンテーションの日程、場所、順番及び詳細な時間については、入札者に対し別途連絡する。

(8) 入札書の提出期限及び提出先

入札書は令和3年7月6日(火)午後5時までに(外封筒に「佐賀県電子入札システム設計、開発及び運用業務委託契約に関する入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入して)(1)の部局に書留郵便で郵送し、又は持参すること。(郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。)

なお、変更の場合は、入札者に対し別途連絡する。

(9) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ア 日時 令和3年7月30日(金)午前10時

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館8階 81号会議室

(10) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、同条第3項

第1号に該当し証書を提出する場合は入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項の規定に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(11) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(12) 入札方法に関する事項

ア 落札候補者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行うので、入札書及び総合評価のための提案書を提出しなければならない。必要書類の種類、部数及び提出時期等については、入札説明書による。

イ 入札は、郵送又は持参により行うものとする。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

エ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(13) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、規則第 105 条の規定により作成された予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者でなければならない。

イ 開札の結果、入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、後日、改めて入札を行う。

ウ 総合評価のための提案書の提案内容が、別に定める落札者決定基準における提案項目を満たしているかを審査する。

また、落札者決定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内（加点総点数の上限は 400 点）で提案内容の評価に応じて加点を与える。

エ 入札価格については次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

なお、価格点の上限は 400 点とする。

$$\text{価格点} = 400 - \left(\left(\frac{\text{入札価格} \times 1.10}{\text{予定価格}} \right) \times 400 \right)$$

オ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(ア) アの要件を満たす者のうち、ウ及びエで算出された各項目の加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者となるべき者とする。

なお、価格点の算出においては、小数点以下は切り捨てるものとする。

(イ) 各項目の加点及び価格点の合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(ウ) 落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象とならない。

(エ) 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容を適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(14) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した

者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(12)のエの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1 人で 2 以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のないもの

シ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(15) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができない。

(16) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(17) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(18) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として5日以内に契約書を提出しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。ただし、規則第115条第3項第1号に該当し証書を提出する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、3の(10)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

(4) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 各年度の支払額については、各年度の予算額の範囲内で、佐賀県と落札者との間で協議を行い定める。

(6) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(7) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

(8) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。

(9) 本業務に従事する者又は従事していた者が個人情報取扱特記事項に違

反した場合は、今後実施する入札への参加資格停止等の措置を講ずることがある。

(10) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）上の罰則規定（第 44 条及び第 45 条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（第 47 条）に基づき処罰されることがある。

(11) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。

(12) 詳細は入札説明書による。

(13) 仕様書及び附属書類の記載内容を無断転載し、及び総合評価のための提案書作成以外の目的で使用することを禁止する。

5 この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 4 条に規定する特定調達契約である。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Design and development and operation of the Saga prefecture electronic bidding system

(2) Fulfillment period:

From the day of the contract to March 31, 2027. However, system design and development will be until March 25, 2022.

(3) Bid description access:

Will be available on the Saga Prefecture website

(<https://www.pref.saga.lg.jp/>) for download from 9:00 a.m. on Tuesday, May 25, 2021 until 5:00 p.m. on Friday, June 4, 2021.

(4) Date and time for the tenders:

Tenders must be sent or brought by registered post and received by 5:00 p.m. on Tuesday, July 6, 2021.

(5) Contact information:

Bidding & Inspection Center, Department of Land Development,
Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga
Prefecture, 840-8570, Japan

Tel. 0952-25-7470

Fax. 0952-25-7479

E-mail: nyusatsu-kensa@pref.saga.lg.jp